

「#WeLove 山陰キャンペーン」
日帰り温泉施設、観光施設・観光体験事業の代表者様

「#WeLove 山陰」「スペシャル・ウェルカニ」キャンペーン事務局

「利用者本人確認」の徹底及び「住所確認書類」について

平素より、鳥取県の観光施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、実施中の「#WeLove 山陰キャンペーン」の「利用者確認」「住所確認書類」について下記にて改めてご確認頂き、適切にご対応頂きます様お願い致します。

■利用者確認書面

利用者がキャンペーン事業実施中の県民か否か運転免許証、健康保険証等での本人確認を引き続き徹底をしてください。代表者だけでなく利用者全員の確認を必ず実施してください。

<本人確認書類として可能なもの>

本人の名前、住所が記載されているもの（公的機関が発行しているものは手書き可）

- 例）・運転免許証 ・マイナンバーカード ・健康保険証 ・パスポート（住所記載のもの）
・子育て応援パスポート（発行時に住所を確認しているもの） ・公共料金の請求書
・障害者手帳【療育手帳など】（手書き可）
・学生証（住所が記載されているもの）
・在留カード

<本人確認書類利用不可のもの>

本人の住所が確認できないもの

例)

- ・学生証 住所の記載のないもの ※現住所が県内とは限らないため
- ・学級通信（学校名記載） ・賞状の画像（学校名記載） ・学校行事の画像
- ・受験票（中学校名記載） ※住所が記載されていないため
- ・災害時の子ども引き取りカード（小学校名記載） ※住所が記載されていないため

■その他注意事項

- ・日帰り温泉施設、観光施設・観光体験事業のキャンペーン利用ではワクチン検査パッケージの活用は不要（ただし、利用者全員本人確認・住所確認は必要）
※鳥取県民及び島根県民のみ対象（その他県民は対象外）

本件に関する問合せ先

「#WeLove 山陰」「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」事務局
電話（0857-36-9090）
ファクシミリ（0857-23-9500）
電子メール（swc-tottori@jtb.com）
営業時間（平日/09:30～17:00 土・日・祝日は休業）